

# 国境離島の保全・管理に関する主な取組



国境離島の保全・管理については、管轄水域の保全の観点から、関係省庁との連携により、**国境離島の名称付与**を行うとともに、**持主がいなかった無人国境離島の国有財産化**などを行ってきた。

- H22～ ●「**低潮線保全法**」関連施策の推進（平成22年6月施行） 【内閣府・国土交通省】
- ・平成23年5月に**低潮線保全区域**（185区域）を指定。  
→区域内の行為規制（海底の掘削等）を行うとともに、状況調査・巡視を実施中。
  - 低潮線保全区域**：排他的経済水域等の外縁を根拠付ける低潮線の保全が必要な海域  
（→ EEZ基線については、低潮線保全区域が指定されている。）
- ～H26 ●名称がない**国境離島**に**名称付与**を行い、**地図・海図**に記載 【内閣府・国土交通省】
- ・平成26年度までに207島に名称を付与し、**地図・海図**に記載。  
→国が現に保全・管理を行うことができる**国境離島**のうち名称のないものの存在が解消。
- ～H28 ●持ち主のいない**無人国境離島**の**国有財産化** 【内閣府・林野庁・  
国交省・環境省・財務省】
- ・平成28年度末まで273島の**国有財産化**（**国有財産台帳**への登載）。  
→これにより、国が現に保全・管理を行うことができる**国境離島**のうち無主の無人国境離島の存在が解消。
- H30～ ●**国境離島**の**状況把握の強化** 【内閣府・関係省庁】
- ・衛星画像や巡視を活用して、**国境離島**の**状況把握**に努めつつあるところ。

# 我が国が現に保全・管理ができる国境離島の位置図



※ 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号が規定する海域